

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（環境保全対策グループ）（06-6615-7923）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	悪臭原因物発生施設の運用の改善等の命令
概要	事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出が規制基準に適合しない場合において、その不快なにおいにより住民の生活環境が損なわれていると認めるときは、必要な限度において施設の運用改善、排出防止設備の改良等に関する勧告を行うことができるが、その勧告に従わないときは改善命令を行うことができる。
根拠法令等 及び条項	悪臭防止法第8条第2項
処分基準	悪臭防止法第8条第1項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないとき
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060314.html">https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060314.html</a>
備考	